

○清須市地域福祉計画策定委員会設置要綱

令和 5 年 3 月 31 日 告示第 37 号

改正

令和 7 年 5 月 30 日 告示第 108 号

清須市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条第 1 項の規定に基づき、清須市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定等を行うため、清須市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会において意見又は助言を求める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定等に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定等に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療機関関係者
- (3) 福祉関係団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(委員長等)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選出される前に招集する会議にあつては、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年5月30日告示第108号）

- 1 この告示は、令和7年5月30日から施行する。
- 2 この告示の施行の日以後最初に選任される委員の任期については、改正後の清須市地域福祉計画策定委員会設置要綱第4条第1項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。